

平成 20 年 10 月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成 20 年 10 月 29 日（水）午後 3 時 10 分～

2. 場 所 市立公民館・中央地区公民館 3 階 講座室 4

3. 出席者

委員長 毛利 高二 委員長職務代理者 坂田 忠義
委員 宮崎 慶次 委員 川岸 靖代 教育長 永本 定芳

4. 事務局出席者

教育次長兼教育総務部長	西田 寛	生涯学習部長	池阪 雄宏
学校教育部長	樋口 利彦	生涯学習課長	鍋谷 佐和子
総務課長	柿本 邦彦	スポーツ振興課長	元廣 秀晴
学校管理課長	児嶋 英幸	郷土文化室長	近藤 利由
学校教育課長	小池 俊一	図書館長	松田 周光
人権教育課長	山下 吉信	総務課参事	金田 隆行
産業高等学校事務長	宮崎 信男		

開会 午後 3 時 10 分

前回会議録について異議なく承認された。本会議録署名者に坂田委員長職務代理者を指名した。

傍聴人 1 名。

報告第 74 号 「平成 20 年度全国学力・学習状況調査」結果の公表について

毛利委員長

報告第 74 号 平成 20 年度全国学力・学習状況調査結果の公表について、事務局から説明をお願いします。

小池学校教育課長

市のホームページには「岸和田の子どもたちに確かな学力を」というタイトルで 10 月 15 日から結果を公表しています。また、保護者向けにリーフレットを作成し、10 月中に全小・中学生を通じて家庭に配布する予定です。

ホームページで公表した項目は、本市の調査結果の概要、教科に関する調査の結果、生活習慣や学習環境に関する調査の結果、改善策についての 4 項目です。

保護者向けのリーフレットは、質問紙調査から、各家庭で参考にさせていただきたいことをまとめ、ポイントは、生活リズムを整えましょう、家庭学習の習慣をつけましょう、豊かな心を育てましょう、の3点で作成しています。以上です。

坂田委員長職務代理者

国語では、読む・書くということが、まず話すよりも優先かなと思います。

毛利委員長

このリーフレットを保護者がどれだけ読んでいただけるのか。

永本教育長

このリーフレットを家庭でじっくり見ていただいたら、お家でちょっと考えようという部分はあると思います。

リーフレットは市全体の傾向ということにしているが、学校によって特色がそれぞれ出てくると思います。これと合わせて、学校の方の分析したものを保護者に知らせていくということも大きな鍵になります。

坂田委員長職務代理者

保護者をお願いしていくのだから、それと同時に学校が何をやるのかということ、機会を通じて保護者の方々にメッセージを送っていくということが大事かなと思います。

宮崎委員

自分たちがまず何をやるのかという先生方のメッセージがあって、それで保護者の方々にも生活習慣の向上をお願いするということだと思います。

永本教育長

学校長がイメージをもって、それぞれの学校の特色をしっかりと発信していただきたいと思っています。市全体の傾向については、昨年からすでに進めていることもいくつかありますが、合わせて支援をしていきたい。じっくりじっくり、子どもをもう一回見つめなおしてやってほしいなというところで働きかけていきたい。

坂田委員長職務代理者

学級文庫など、読む環境を整えてあげないと子どもたちは読まないと思うし、こちらから刺激を与え誘いをかけてあげないと難しい。しっかり本さえ読めば力はつくと思う。読むと書くということをもっと徹底して現場の中でやっていただきたいと思っています。

報告第 75 号 紙芝居及び絵本の寄付について

報告第 76 号 平成 20 年度「人権週間」(12 月 4 日～10 日)に関わる行事の実施について

報告第 77 号 「いきいき市民のつどい」の開催について

報告第 78 号 自然資料館特別展について

報告第 79 号 市民公開講座「ワード・エクセル入門講座」の実施について

毛利委員長

報告第 75 号から報告第 79 号は、書面にて報告とします。

毛利委員長

次に、案件に入ります。

**議案第 34 号 岸和田市立学校における指導が不適切な市費負担教諭等に対する研修実施要綱の
制定について**

**議案第 35 号 岸和田市立学校の府費負担教諭等に係る府要綱に基づく指導改善研修の要否の認
定申請に関する要綱の制定について**

議案第 34 号及び議案第 35 号は関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

柿本総務課長

議案第 34 号について説明します。ここでいう市費負担教諭等は、岸和田市立幼稚園及び産業高等学校を指しています。

要綱制定の理由は、教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法附則第 6 条の規定に基づく指導改善研修に準ずる研修の実施に関し必要な事項を定めるものです。

(要綱の概要及び研修実施の流れを、フロー図に基づき説明する。)

続きまして、議案第 35 号 について説明します。

ここでいう府費負担教諭等は、岸和田市立小学校及び中学校を指しています。

要綱制定の理由は、大阪府において「指導が不適切である」教諭等への支援及び指導に関する要綱」が施行されたことに伴い、同要綱第 4 条の規定に基づく認定申請に関し、必要な事項を定めるものです。

(要綱の概要及び研修実施の流れを、フロー図に基づき説明する。)

毛利委員長

説明が終わりました。質疑、意見等がありましたら発言願います。

坂田委員長職務代理者

教特法の一部改正の内容を説明してください。

柿本総務課長

教特法改正の主な内容は、附則第 6 条により、指定都市以外の市町村の教育委員会は、当分の間、教特法による指導改善研修に関する規定は適用されないが、この場合において、当該教育委員会は、所管の小学校等の教諭等のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等であってその任命権が当該教育委員会に属する者に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならないこととされたことです。

永本教育長

指導が不適切な教諭等に対するきちっとした対応の仕方というのが法令では明記されていなかった。それを改めて、きっちりやっていくというのが今回の法改正です。

西田教育次長兼教育総務部長

任命権者は、指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならないということが教特法第 25 条第 1 項で明確にされました。

さらに教特法の改正の中で、これまで少し不明確であった部分の研修的なものの措置と分限処分の関係についてははっきりと明示したというところです。また、指導が不適切であるということの認定についても明確に示し、指導改善研修についても明確に明示したというところが法改正の主なところです。

毛利委員長

指導力不足の認定は難しいのでは。

西田教育次長兼教育総務部長

これにつきましても、指導が不適切であるということについての定義が 3 点明示されておりまして、1 点目が、教科に関する専門的知識、技術が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない場合、2 点目が、指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない場合、3 点目が、児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合、この 3 つを指導が不適切であるという定義とされています。

また、教特法 25 条の 3 で指導改善研修後の措置が規定されておりまして、任命権者は、指導改善研修終了時の指導の改善の程度に関する認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるということが法の中できっちりと示されました。従いまして、教特法に基づいて都道府県の場合は免職その他について措置する、市の場合は適用除外になりますので、地方公務員法に基づく措置になります。

毛利委員長

議案第 34 号及び議案第 35 号は、原案のとおり要綱を制定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

毛利委員長

ご異議がないようですので承認します。

議案第 36 号 平成 20 年度岸和田市教育委員会表彰の被表彰者等の決定について

毛利委員長

議案第 36 号 平成 20 年度岸和田市教育委員会表彰の被表彰者等の決定について、事務局から説明をお願いします。

柿本総務課長

岸和田市教育委員会表彰規則に基づく表彰状並びに感謝状を贈呈するものでございます。贈呈者は 9 団体、116 個人となります。

(プログラムに基づき、学校教育部門、社会教育・社会体育部門の被贈呈者を説明する。)

毛利委員長

学校教育部門の研究論文等は、冊子等にしていますか。

樋口学校教育部長

毎年、入選・特選作品については冊子を作っております。

毛利委員長

本件について、原案のとおり被表彰者等を決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

毛利委員長

ご異議がないようですので承認します。

議案第 37 号 債務負担行為（学校給食民間委託事業）について

毛利委員長

議案第 37 号 債務負担行為（学校給食民間委託事業）について、事務局から説明をお願いします。

柿本総務課長

学校給食調理業務の民間委託業者を新たに選定する場合、給食機器等の引き継ぎ、調理洗浄作業等の指導等、様々な準備が必要となります。城北小学校及び光明小学校は、3年間の契約期間が満了し、新たに委託業者を選定するため、2月末までに委託契約を締結し、十分な準備期間を確保する必要があり、債務負担行為を12月市議会に計上するものです。

内訳は、城北小学校の委託料が、18,292,000円、光明小学校の委託料が14,899,000円で、債務負担行為の限度額は33,191,000円でございます。

(本事業のスケジュールを説明する。)

毛利委員長

本件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

毛利委員長

ご異議がないようですので承認します。

議案第 38 号 債務負担行為（耐震改修事業）について

毛利委員長

議案第 38 号 債務負担行為（耐震改修事業）について、事務局から説明をお願いします。

児嶋学校管理課長

岸和田市学校教育施設耐震化計画に基づき耐震化を進捗するにあたり、全国的に耐震化が図られる中、設計事務所による耐震診断・補強設計業務や、診断・設計内容を判定する判定機関が飽和状態にあり、発注時期をずらす事により円滑に事業施行するため債務負担行為として、学校教育施設耐震化設計業務委託60,700,000円を12月市議会に計上するものです。内訳は、小学校4校、中学校3校、幼稚園1園です。

(スケジュールを説明する。)

毛利委員長

説明が終わりました。質疑、意見等がありましたら発言願います。

川岸委員

朝陽小学校が全部建て直しの噂があるが。

児嶋学校管理課長

朝陽小学校は、本市の耐震化計画に基づき、改築を設計中でございます。

西田教育次長兼教育総務部長

補足させていただきますと、耐震補強いたしましても強度が出ないということで改築せざるをえないということでございます。

坂田委員長職務代理者

判定機関が飽和状態のため、困難な状況となっているのか。

児島学校管理課長

飽和状態になっているがゆえに、設計事務所等が売り手市場となって、本来の予算どおりにはいかない状態となっている。また、判定機関は、公的な第三者機関で判定をすることが国庫補助等を受ける中で必須項目となっており、現状でも3ヶ月待ちというようなことで、相手任せになっておりスケジュールどおりにはいかななくなっているのが現状です。

毛利委員長

本件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

毛利委員長

ご異議がないようですので承認します。

議案第 39 号 五風荘及び五風荘庭園の市指定にかかる文化財保護審議会への諮問について

毛利委員長

議案第 39 号 五風荘及び五風荘庭園の市指定にかかる文化財保護審議会への諮問について、事務局から説明をお願いします。

近藤郷土文化室長

五風荘は、昭和初期を代表する和風の名建築物であるが、随所に傷みが見られ、このまま利活用していくうえでは、いずれ修理改修が必要となってくる。登録文化財のままでは、修理改修にあたり大きく改変される可能性がある。

市の文化財として指定することによって、修理改修を規制し、五風荘の保存を図るため指定について諮問する。また、庭園は建物と一体のものであるため、あわせて指定について諮問する。諮問物件は、五風荘主屋他（建造物）と五風荘庭園（名勝）です。

毛利委員長

説明が終わりました。質疑、意見等がありましたら発言願います。

永本教育長

文化財としての良さを残したいというのが我々の本心ですので、こういう機会にきちっと指定をして残していきたい。

近藤郷土文化室長

なおかつ文化財の場合は、例え指定物件であっても活用することが第1義ですので、ただ単に大事にそのまま残しておくというのではなく、実際それを利活用することが肝要です。一番良い例が、大阪市内にある綿業会館、これは国の重要文化財になっていますが、いまでは頻繁に人の出入が多くてそれなりに使われていますので、そういう形が一番理想的なのではないかと思えます。

毛利委員長

本件について、原案のとおり諮問することにご異議ございませんか。

(異議なし)

毛利委員長

ご異議がないようですので承認します。

毛利委員長

本日、予定していた案件は以上ですが、その他でなにかございますか。

(なし)

毛利委員長

ないようですので、これをもちまして、本日の定例教育委員会は閉会とさせていただきます。

閉会 午後4時30分

本会議録に相違ないことを認め署名する。

委員長

署名委員